

頑張ろう石巻

市報いしのまき

災害臨時号 第2号

市報いしのまき 号外 平成23年4月3日発行
編集/発行 石巻市企画部秘書広報課 ☎95-1111
〒986-8501 宮城県石巻市穀町14-1
ホームページ <http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>
Eメール ispubinfo@city.ishinomaki.lg.jp

復興願う こいのぼり 青空を元気に泳ぐ



▲3月31日(木)から避難所になっている青葉中学校の校庭に、こいのぼり約50匹があがっています。

こいのぼりは、甲南女子大学(神戸市)前田豊稔准教授が、平成17(2005)年に、阪神淡路大震災から復興した子どもたちと一緒に制作したもので、私たちに元気を与えています。 【写真撮影日4月1日(金)】

津波により押し流された自動車など

災害復興活動の支障となる自動車などについて、市が所有者の方に代わって自動車などを移動し保管しますので、下記のとおりお知らせします。

移動作業開始日 3月28日(月)から行っています。

※市内全域を対象として作業を行うため、移動に当たっては、相当の期間を要することが想定されます。

移動作業

- ・市が委託した業者により、一時的に移動し、一定期間保管します。
- ・移動した車両については、車両情報を後日お知らせします。お急ぎの方は、下記委託業者まで確認してください。

委託業者

(株)ヨシムラ 連絡所 市役所5階(市民サロン内)
☎0225-95-1131・☎080-6007-1157・☎080-6007-1079
対応時間：午前9時～午後4時 **問** 都市計画課

被災状況 (4月2日 8:00 現在)

死者	2,416人
行方不明	2,741人
避難者	19,544人
避難所	148カ所

参考 人口 162,822人 世帯 60,928世帯
(平成23年2月末現在)

震災後の市民サービスに関するお問い合わせは

市災害情報ダイヤル ☎0225-95-1112

受付時間 午前8時30分～午後7時

無料法律相談開催

予約不要

仙台弁護士会による無料の法律相談会を行います。相談を希望される方は、会場までお越しください。

とき 4月4日(月)～28日(木)〔土日除く〕
午前10時～午後3時

ところ 市役所2階 相談室A・B

※予約制ではないため、長時間お待ちいただく場合がありますので、ご了承ください。

問 市民相談センター☎23-5040・秘書広報課

災害ごみについて

市では現在、道路上にあるがれきを自衛隊などの協力をいただき、道路確保に努めています。

道路脇に出された災害ごみについても、順次、収集運搬していますので、もうしばらくお待ちください。

市民の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けしていますが、ご協力をお願いします。 **問** 環境課

被災証明・り災証明の発行について ～現在、早期受付開始に向け準備しております。ご迷惑をお掛けしますがご理解をお願いします。

「被災証明書」＝住家以外が被災したことの証明書(即日交付可能です。)

「り災証明書」＝住家の被害状況に関する証明書(全壊地区は即日発行し、その他の地区は被害状況の調査後の発行となります。)

受付開始(予定) 4月10日前後～ **受付時間(予定)** 午前8時30分～午後5時(土日・祝日も行います)

受付場所(予定) 市役所3階、各総合支所(北上地区はにっこりサンパーククラブハウス内)、各支所(稲井は稲井公民館・荻浜は荻浜中学校)
※各避難所での受け付けと郵送による受け付けも予定しておりますが、決定次第お知らせします

申請に必要なもの (1)印鑑(認め印可)(2)本人確認資料(自動車運転免許証など)(3)本人または同居家族以外が申請する場合は委任状
(4)すでに修繕を開始している方は修繕見積書(5)被災写真(2～3枚程度 スケッチや記録メモでも可能)

※印鑑、確認資料、写真などが無い場合は、その旨を申し出てください。 **問** 防災対策課

…お願い 市報いしのまき災害臨時号は、用紙などの都合により発行部数を少なくしていますので、避難所等の施設に掲示するなど、活用してください。…

被災者救済制度

被災者生活再建支援制度

被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。

住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が財団法人道庁会館から支給されます。

1. 制度の対象となる被災世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

2. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の金額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200万円（または100万円）

3. 支援金の支給申請

申請窓口 福祉総務課など

申請時の添付書面

- ①基礎支援金 災証明書、住民票など
- ②加算支援金 契約書（住宅の購入、賃貸など）など

申請期間 ①基礎支援金 災害発生日から13月以内

②加算支援金 災害発生日から37月以内

※手続き開始時期については、いましばらくお待ちください。

詳細については、決定次第お知らせいたします。

問 福祉総務課

被災者向け応急仮設住宅等

災害により、住家が全壊または流失し、居住する住家がない方で、自己の資力では住宅を確保することが困難な被災者に対し、一時的に居住の安定を図る制度です。

◇第1次入居者 申込受付中

申込期限 4月8日（金）まで

受付場所 市役所2階 福祉総務課特設窓口
指定避難所（市職員が駐在する）
各総合支所、各支所

受付時間 午前8時30分～午後5時

住宅仕様 6坪タイプ（1DK） 9坪タイプ（2DK）
12坪タイプ（3K）

入居期間 2年間

建設戸数 137戸（蛇田地区 向陽町5丁目）

入居者決定予定 4月下旬ごろ

※決定方法については、入居者選考協議会を開催し、抽選により決定します。

当選された入居候補者に対して個別に連絡します。それ以外の方には申請者多数のため、連絡はしないこととなりますのでご理解願います。

◇第2次入居者 申込受付が4月14日（木）から始まります。

建設計画

①建設戸数 100戸（渡波地区 万石浦公園内）

②建設戸数 100戸（大橋地区 県合同庁舎用地内）

受付期間 4月14日（木）～20日（水）

午前8時30分～午後5時

受付場所 第1次入居者受付場所と同様になります。

※すでに、先の入居申請を提出されている方は、提出する必要はありません。

◇民間賃貸住宅等

県が借り受けた被災者用民間賃貸住宅を使用するものです。現在、提供できる施設は未定ですので決定次第お知らせします。※被災された方で、特にお急ぎで、直接不動産業者と契約し、住まいを見つけた場合は、被災者向け住宅の扱いにはならないため、現状では家賃補償などの施策はありませんのでご注意ください。

◇市営住宅、公営住宅等

市営、県営などの住宅で被災者向け用として、空室を利用し一時的に居住の安定を図るものです。

現在、調整中ですので、決定次第お知らせします。

問 建築課・福祉総務課

被災された医療保険の被保険者の皆さまへ

今回の震災で被災され、被保険者証を紛失した方や自宅などに残したまま避難された方について、当分の間、被保険者証を提示できない場合でも、医療機関で診療を受けることができます。

対象者 ①被保険者証を紛失された方 ②被保険者証を自宅などに残したまま避難された方

医療機関で診療を受ける場合には、次の事柄を受け付けで申し出てください。

氏名・生年月日・住所および連絡先・これらに加えて被用者保険の方は事業所名、国民健康保険組合の方は、組合名を申し出てください。

※下記の方は、平成23年5月末まで一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

なお、後日、市町村、国民健康保険組合または宮城県後期高齢者医療広域連合から内容確認のため、お問い合わせする場合があります。

(1) 災害救済法が適用されている被災地域の住民であり、

(2) 以下の申し立てを行った方

- | | |
|----------------------------|--|
| ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方 | ②主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った方 |
| ③主たる生計維持者の行方不明である方 | ④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方 |
| ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 | ⑥福島第1・第2原発の事故に伴い政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている方（福島第1原発から半径30キロ圏内） |

※地震発生後、被災地域から他の市町村に転出された方も対象となります。 問 宮城県保健福祉部国保医療課 ☎022-211-2564

